

会 議 録

会 議 名	令和2年度嵐山町都市計画審議会					
開 催 日 時	令和2年11月6日(金)	開 会		午後1時30分		
		閉 会		午後6時10分		
開 催 場 所	嵐山町役場 町民ホール					
会 議 次 第	1. 開会 2. あいさつ 3. 新任の委員紹介 4. 会議録の署名人の指定 5. 諮問 6. 議事 (1) 東松山都市計画道路の変更(嵐山町決定)について (2) 第2次嵐山町都市計画マスタープラン(素案)について ① 地域懇談会等の町民の意見について(結果報告) ② 新型コロナウイルス感染症予防による町民の暮らしに関するアンケート調査について(結果報告) ③ 第2次嵐山町都市計画マスタープラン(素案)に対する意見への対応について 7. その他 8. 閉会					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数		0人	
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠状況	会 長	深堀 清隆	出	副会長	本田 順一	出
	委 員	権田 活一	出	委 員	小澤 秀	出
	委 員	長島 登	出	委 員	高坂 英夫	出
	委 員	小林 一夫	出	委 員	狛守 勝義	出
	委 員	長島 邦夫	出	委 員	松本 美子	出

	委員	川口 浩史	出	委員	黒澤 史明	欠
	委員	大高 智之	出	委員	中澤 栄二	欠
	委員	青木恵美子	欠	委員	村田 薫	出
事務局	技 監 柳下 和之		課 長 伊藤恵一郎			
	副課長 久保 雄一		副課長 安在 知大			
	主 任 馬場 隆順					
次 第	顛 末					
1. 開 会	事務局					
2. あいさつ	深堀会長					
3. 委員紹介	事務局から新任の委員の紹介					
4. 会議録の署名人の指定	小澤委員及び大高委員を指名					
5. 諮問	事務局から深堀会長に諮問					
6. 議事		事務局より議案(1)東松山都市計画道路(嵐山町決定)について、資料1「東松山都市計画道路(嵐山町決定)について」に基づき説明する。				
	会 長	議案(1)に関して、意見・質問を確認したい。				
	委 員	カーブは例えれば、どこの場所のカーブか。また自転車のことを想定していないとのことだが、今後のまちづくりを考えていく上で、自転車のことは考えていくべきである。幅員は12mから16mに戻すほうが良いのでは。歩道に植樹の整備をしないとのことだが、植樹は必要性がある。夏場の強い日差しの中を車いすや乳母車などが暑さを避けるのに一番有効だと言われている。その整備をしないのは、熱中症を誘発するような道路なのではないか。その辺の考え方を伺いたい。				
	事務局	最小のカーブは、100以上のRのカーブで、一番最小のRについては160のRで現在計画している。道路構造令は満足している。自転車の想定はしていないのではなく増加を想定していないということである。歩道の植樹帯は、維持管理や通行の安全上設置は考えていない。				

	委員	カーブが分かる、同じような場所はどこか。自転車道だが、利用者の安全確保を考えた整備をしていくべきだと思う。植樹帯について維持管理の問題は分かるが、障害者等の移動の安全確保を考えた道路づくりが必要である。
	会長	自転車に関しては、サイクリングのような使い方は想定しづらい。他の道路では町内で自転車走行という面で、どのような状況か。安全性に非常に危険性があるかどうか。今の計画で自転車を受け止めることがどのくらい可能かという点の説明をお願いします。
	事務局	自転車と歩行者が分かれている道路は現在ない。歩道幅2.5mの中で警察協議を行って自歩道とする所はある。都市計画道路の歩道については前後の計画を考慮し、今回の幅員の計画をしている。カーブの例えだが、県道のとときがわ熊谷線に交差する部分のカーブが似た形状になるかと思う。
	会長	今回の都市計画道路は、古墳の問題等を考え直す必要が生じて、変更となっている。道路はつながりがあるものなので、既設部分との連続性を考えながら、今回の提案だと思う。カーブに関しては、基準を満たすが交通安全上危険はないのか、現地の見通しだとか周辺の要素で決まってくることなので難しいと思うが、産業的な利用も予定されており環境条件を考えた時に安全上どうか、事務局で補足説明はあるか。
	事務局	文化財を避けるためにカーブが多少はきつくなっているが、警察協議も済ませており、道路構造令にも合っているので、特に危険という判断はしていない。
	委員	平沢川島線の部分はほとんどが16mか。それを全区間12mにするのか。
	事務局	平沢川島線は当初12mであり、幅員の変更はない。月輪川島線は当初16mだが、平沢川島線と同じように12mに変更させていただく。
	委員	16mはどこの部分か。最初から12mであれば変更はないのではないかと。幅員の考えについては、歩道の部分は歩行者の交通量との関わりがあると思う。交通量がなければ、最低限の幅を持っていけばいいと思う。自転車の通行空間どう考えるかによって、幅の問題は縛りが出てくるかと思う。論点としては、もともとの区間の左側

	<p>会長</p>	<p>が 12mであり、一部分だけ 16mを 12mに狭めるが、具体的に変わる事により、自転車のことを考えて 12mでは駄目であると審議会で言うのかということである。自転車は原則車道という方向になっている。実際に景勝地等で走っていく自転車の使い方は、安全を考えたなら専用路であるスペースを設けていくのがベストではないか。そうでなければ車道の所を自転車が走る形が原則になる。嵐山町で観光等のサイクリングを楽しむ空間が必要かどうかである。今まで都市計画決定されていた中において今回変更するという事である。この部分だけサイクリングを考えていくということを行うのかどうか。将来的には他の道路とのつながりも考え自転車の流れを考えていく計画があり、早く整備するというようなことがあれば別だ。しかし、今の前提条件は元々のプランを一部変更するというものだ。古墳の問題等で線形がずれるということであるということであり、自転車の問題を新たにここで言うのはかなり強烈な変更聞こえる。交通安全の面だが、事務局の説明では構造令の基準を満たしているということである。特段交通安全によってでないともみなされるのであれば線形上問題があるということ意見を申し上げる必要があるかと思う。交通安全上危険というポイントとして出てこなければ、なかなか強い意見としてこの線形は駄目だと言うことは言いにくいと感じている。産業的利用を考えたときに、線形変更が、法律面等で影響があるのか。産業的利用と道路の関係、あるいは、交通安全と関係について事務局から何か補足説明はあるか。</p>
	<p>事務局</p>	<p>産業的利用については、都市計画マスタープランにもあるとおり工業系の土地利用としている。なお、現在策定している都市マス以前から工業系土地利用という位置付けをしている。当然工業系土地利用を考えるにあたり、この線形を基に考えさせていただいている。この線形では工業系土地利用が難しいということはない。逆に工業系土地利用も含めながら線形も考えている。</p>
	<p>委員</p>	<p>産業系の立地は、どのくらいの熟度なのか。まだ構想段階なのかどうか伺いたい。</p>
	<p>事務局</p>	<p>現在検討して頂いている第2次都市計画マスタープラン（素案）に示している青色の箇所が、基本的には工業</p>

	<p>系として考えているエリアである。古墳のところは工業系の土地利用としては考えていない。産業団地については企業支援課という課で企業誘致を進めている。企業支援課において、県と協議を進めており、検討段階に入っている所である。</p>
委員	<p>産業系の立地は、面整備であり嵐山町の理論から行くと、文化財があるため第1義的にルートを外すということで、埋蔵文化財がある所は産業系の用途としては、入れてはいけない。産業系の立地をさせようとする所を開発することは、手を加えない考え方で、線形変更によりルートを外すとしており、ルートを外すだけの価値のある埋蔵文化財であるのであれば、埋蔵文化財があるエリアは青く塗ってはいけないという議論にならないか。また、3年間動かなかったが、都市計画の手続きが急に動き出した理由、3年間のブランクはなんだったのか。土地利用ではなく進んでいたと説明があったが、重要性と、面的な考え方、産業系の誘致であれば幅員は、逆に産業系なので、かなり車両の増加が見込まれるということになると、都市計画道路として幅員が12mでいいのかどうかということも含めて、嵐山町として検討しているのか。</p>
事務局	<p>古墳がある所は、既存の用途の一低層で市街化区域になる。この場所は、工業系には含まれない土地である。時期についてはこの土地利用どのように進めていくのか検討させていただいてきた。これまで、杉山地区、花見台地区について都市計画決定をさせていただき土地利用を進めてきた。町も財政的に厳しいので、川島地区については次の段階で行うとしていた。工業系の土地利用を凶っていくという時期が整い、今回行っている都市計画道路の変更の必要性が出てきたため、昨年度から手続きを始めさせて頂いている。</p>
会長	<p>古墳は産業系エリアに入れない。周辺にどのような分布があるのか懸念があるが判明している古墳については産業系エリアに入れないという区分で考えているということである。産業系エリアとして、道路幅員12mというのは整合していると考えて、方針として妥当なのかというご意見であると思う。そこを含めてもう一度回答いただきたい。今、検討されているマスタープランにおいて</p>

	<p>も、土地活性エリアでは嵐山町の方でそのような用途を考えているようだが、当然そこにある道路のあり方というのは、課題になると思う。</p>
事務局	<p>道路の構成は、計画の交通量など全部考慮して、道路構造令により4種3級という形で整理し道路構成は決定させていただいている。</p>
会長	<p>今の道路の規格については、今後、産業エリアの交通量がどれくらい発生するか、産業エリアを設定していく上で見込みを考慮し検討した、幅員は問題ないと考えているということよろしいか。</p>
事務局	<p>そのように考えている。産業団地の中にどれくらいの企業が入って、何台くらい通るかで計画の交通量を決め、基準に則って、幅員等は決めている。</p>
委員	<p>産業系土地利用の熟度が、どこまで上がっているのか今の段階では非常に難しいと思う。鶏と卵みたいな議論だが、産業系の土地利用の熟度が相当上がっているのであれば、産業系の土地利用を考えた上で、ルートを考えてもらうと思う。ルートが先でその後に産業系を持つてくるということだと、どちらが正解とかはないが、どのように考えていくべきなのかを町のほうでしっかりとまとめていかないと、後で産業系土地利用が入ってきたときに、都計道としては、逆にネックのなってくる可能性がなくもない。逆に変更でこの時期に入れることによって産業系土地利用の区画割りや街区の構成に合わせて事業形態を考えていかななくてはいけないという、逆の縛りというものがあるということ、町の方で今後考えていただいたほうが良いと思う。</p>
会長	<p>今の答えだと、熟度のことは町の方で情報を把握されて、見込みがあるのだと思う。それを踏まえて交通量のことでも想定した計画であるという答えなので、町の方でさらに考えただくということをお願いできたらと思う。他に何かあるか。</p>
事務局	<p>道路の担当だけで進めているわけではなく、産業団地を含む計画している課と十分に協議を行って、両方で考えている。</p> <p>ただ、今回の変更については、あくまでも埋蔵文化財等による変更ということで、そのような内容となっている。今後の土地利用も十分に含めて検討している。</p>

委員	県の都市計画課とはルートの話、産業系の土地利用について、協議しているということによろしいか。
事務局	内容的には全て含めて協議をさせていただいているところである。
委員	将来を見据え、産業系となることで交通量が非常に心配である。将来交通量を考えた上で、設計を考えたとのことであるが、将来の交通量と交通分散を考えた上の道路の設計か。産業系を見据えたとしているが、カーブが多すぎる。一番小さいカーブがR160で、基本的には、設計速度40kmでは片勾配が付く。また拡幅1車線につき25cm、道路構造令の拡幅と片勾配がつく。その辺も考慮しているか。それを考慮したときに、町道との交差点は問題はないか。新しい道路であるので特例値を使っているか。また従来の都市計画道路で都市計画法53条に基づく住宅の規制があるが、変更により53条の規制は周辺に問題はないか。県道と町道との交差点が全て右折レーンが付くか。右折レーンがつけば12mの道路とか拡幅の中で基本的には12mから13mの道路に変更になる。拡幅部分が広がるので12m以外で道路整備しないとできないと思うがそれは考慮しているか。
事務局	産業系の交通量だが、県道のときがわ熊谷線と深谷嵐山線からの流入の交通量の増加も考えて、道路構造令に則って計画している。カーブの拡幅、片勾配だが、都市計画道路の変更後詳細設計に入る。そこで整備計画を立て、拡幅、片勾配等の詳細設計も行っていければと考えている。次に道路構造令の特例値は使っていない。県道の交差点の右折レーンだが、この変更の計画に入っている。都市計画法の53条の規制の関係も、現時点では問題はない。
会長	周辺の道路とのつながりにおける発生や集中については、想定をしているということである。片勾配の問題に関しては、詳細設計によるという回答であったが、産業地の隣接する土地利用によって片勾配による不都合があるのかどうか。自動車の通行上どうかは、詳細設計後なるということだが産業系の利用における問題点は詳細設計で克服できるという話でよいか。
事務局	はい。

委員	<p>古墳の地形は分からないが、道路構造上で盛土構造になれば問題ないのではないかと。また平沢土地区画整理事業や花見台工業団地の整備においても文化財は出て来ていて、ほぼ記録保存ではないかと。ここの路線の箇所だけ外して他の面整備をしようとするところには文化財はないのか。この嵐山町の論点で行くと文化財のある所は整備ができない。今まで過去に整備したところになかった。そういう意味ではあれば道路構造を上げてあげれば、線形の変更は出てこない。そのような選択肢もあるのではないかと。</p>
会長	<p>古墳を守ることで検討しているのであれば、これからものその考え方になると、もし産業地のエリアの中でさらに見つかった場合は全部避けないといけないということになるわけだ。今の話だと他の工業団地等の土地利用において記録保存という形で、盛土により上に新しい道路が出来れば埋設保存になる。ケースバイケースも当然あるが、文化財的な絶対価値により、これは保存していく、これは記録保存するという以外に、価値が高くはないけれども文化財を保存してもいい、道路等の建設でも文化財を保存してもいいという判断がなくはないと思うが、そのあたりはいかがかと。</p>
事務局	<p>平沢土地区画整理事業や東原区画整理事業におきましても文化財はあった。ただ集落系のものが多く古墳というのはなかったかなと思う。今回は集落系ではなく古墳群であり、墳丘のある古墳になる。回避できるものについては回避し文化財を守っていく、都市マスでも歴史の町嵐山とある。墳丘があり、文化財的には月輪古墳群との一連をなすもので、2個並んでいる古墳であり、回避出来るものについては回避したい。集落性のものについては、確かに記録保存等考え方もある。ケースバイケースだが、この古墳群については回避できるという判断を行い、道路構造令を満たし安全確保しながら回避するということが、今回の判断である。全部文化財を回避することではなくて、今回の部分は回避させていただきたいという考えである。</p>
会長	<p>この後、マスタープランの議論がある。事務局に確認だが、まだ論点はある。論点を飛ばしてここで決定できないと思っている。この時間がかかる案件は、また次回</p>

	<p>に回すという判断をするのか、今日、時間を延長して議論をしていきたいのか、ここでいったん確認したいと思うが、いかがか。</p>
事務局	<p>大変申し訳ないが、この道路につきましては、地元説明会を6月に3回行いました。川島地区におきましては、地元よりぜひとも早くやっていただきたいという意見がある。総体的に、川島地区はなかなか道路整備が進まないところであり、早く事業化していただきたいことである。今日、決定させていただければ、大変ありがたいと考えている。</p>
会長	<p>委員の皆様、少し長くなっているが、この案件、重要だということなので、審議を継続させていただいてよろしいか。</p> <p>1点確認だが墳丘は表に見えているものが2基あるということだが、他にはないということによろしいか。</p>
事務局	<p>墳丘のある所につきましては道路の線形上はない。月輪の方に道路とは全然関係ない場所にはある。</p>
会長	<p>今回の範囲の中で墳丘がぶつかるといふ所は回避して残していきたいということである。他に意見はあるか。</p>
委員	<p>計画のカーブを上側ではなくて下側に線形を振ると、おかしい形になるか。下側に振るといふ案もないはずではないか。下側に振った道路計画の線形の検討はしたのか。本来、その形があってもおかしくはない。ただ、相対的な線形を踏まえた中で検討したときに、私は下側に振っても線形的には悪くならないのではないかなと思う。</p>
事務局	<p>工業系の土地利用を考えているので、南側に振ると、工業系の土地利用が図れなくなるという判断です。今後の土地利用について十分活用できるような考えをさせていただき北側とさせて頂いた。</p>
委員	<p>それは分かるが、将来的に道路を使う人、これからの交通量がどうなるか分からないが、あまりにも大胆な設計だなというのがちょっと悔やまれる。</p>
委員	<p>令和2年8月12日の県の協議をされていること、今日の協議は一部変更ということでもう少し論点を絞っていただいてお願いしたい。</p>
会長	<p>なかなか論点を絞りこむのが難しくて申し訳ないが、今しばらくお付き合いいただきたい。論点が今、自転車</p>

	<p>の問題、遺跡の問題、産業系土地利用の問題、交通安全の問題について意見がある。それぞれ将来への影響を残してしまう。事務局の回答をいただいているが、それについていいか、さらにここで確認しておきたいとかこうすべきだとかあれば発言いただきたい。</p>
委員	<p>歩道を自転車が走れるような計画があるのか確認しておきたい。それと植樹についてまだお答えいただけない。管理が出来ないという理由だけで障害者が通るのを阻害するような道路になってしまっはいけないと思う。それから地元の要望だから早くしたいとの事だが色々課題が出ているわけなので、一度持ち帰って協議してやるならいいのではないか。</p>
会長	<p>道路の幅員の問題、自転車、植樹帯の問題ということですが、事務局では継続審議は難しいとの話がある。多数の方から、もう少し議論をする必要があるという意見があれば考えるが、事務局からは判断を今日して欲しいとのことである。まだ論点として議論しなければならないことが、幅の問題は平行線になると思う。まだ回答がない部分もあるようなので、植樹帯の問題と変更の道路の幅員構成の中で今後自転車に配慮したことをどう考えるかについて、町として出来ることがあるのか改めて説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>自転車と歩道の幅員だが、自歩道という形で協議をし進めていければと思う。植樹帯については、道路構造令で4種3級で道路を計画している。植樹帯については4種1級、2級は必ず設けないといけないという基準になっているが、それ以外については必要に応じて設置するというようになっており、経済性、今後の維持管理を考え今回は必要がないと判断をしている。</p>
委員	<p>障害者のことを考えているのか。あるいは乳母車のことを考えているのかということだ。</p>
事務局	<p>植樹帯と幅員の関係だが、基本的には緑も必要だが幅員も必要と考えている。幅員が広いというのが大変重要と思っている。道路構造令によって、植樹帯としては設けなくてよいとなりこのようにさせた。</p>
会長	<p>他にあるか。</p>
委員	<p>道路については過去4回くらい変更の話があった。説明を受けたのは、産業団地で一番効率的な線形というこ</p>

	<p>とでこの線形になっている。元々ここの影響を受けているのが産業団地ではなくて個人の裏山である。産業団地には入っていない部分である。この個人の裏山を避けるためにこのカーブになったが、このカーブの技術的な影響については分からないが、地元はこれが最終的なものになると思っている。そのような事で皆さんの意見をいただきたい。都市計画道路の技術的なものは当然重要なことだが、道路のことだけを言うのではなく、今までの経緯もあるので、道路だけで議論が先に行ってしまうと色々と影響があり全体的に考えてほしい。</p>
会長	<p>おっしゃるとおりだと思う。地元の方からしたらこれまでの決定の経緯があるので、そのようにしたいとの事である。バリアフリー、自転車の問題は、全体を通した中で、確かに色々な走行、安全性あるいは歩行者配慮とかすべて重要な案件であるが、その道路の位置付けに応じた対策をやっていくのが全体を見た判断だろうということだと思う。</p>
委員	<p>都市計画審議会は結構重い。諮問、答申なので全部発言は残る。それだけ重要な機関だということをよく踏まえての確認である。産業系の土地利用の熟度が上がっているから、今回の路線を変更するというわけではないのか。熟度がかかなり上がってきているということであれば、面的な熟度が上がっている中でどう路線を通すべきか議論をすべきではないか。埋蔵文化財があるということだが、ルートを変更するだけの緊急度と重要度があるという理解でいいか。</p>
事務局	<p>産業系土地利用の熟度については、進んでいるところである。その進む前に、道路について今回変更させていただいて、その熟度をさらに上げるという考えである。道路を造らないと開発系の協議もできない。土地利用も含めて、線形の変更の都市計画の手続きを行っているところである。</p>
委員	<p>今ここでこれだけ議論されていて、次回、例えば熟度の関係、計画、どういう会社が入るかは別としても、こういう配置計画なり、区割りができるというものを、次回が、来年度というのであれば時間的な問題があるので、例えば熟度が上がっているということ、または、上げるためにやらなくてはいけないとのことについて、次回に</p>

	<p>送って区割りはこういうもの、面的なものをこういうことを考えていて、これでOKであるというのはいかがか。次回の審議会は1か月半後である。次年度、令和3年度に行くのではなくて今年度中になれば、例えば国庫補助事業で道路事業をやっているとか、タイミング的には問題ないと思うが。町で考えている面的区画割等を出していただいて、最終判断というのはいかがか。</p>
<p>会長</p>	<p>今回の変更は、古墳のことがあって、議論になったわけだが、産業系用途の熟度が上がっているから、それが一つの要因となって、道路の変更を合わせて考えてきたという発言もある。産業系の用途が今考えている場所で、どのように熟度が上がってきているのか。現在持てる情報をお見せした上で審議すべきではないか。今回、確かに図面には産業系のエリアの状況が全く色が付いていない状況の下で、委員の方々に見ていただいて議論になっている。古墳の話から始まっている流れもあり、古墳の位置だけ書いてある。ここは説明が足りない点があったのかなと思う。先ほども次回に送れるか確認したが、改めて聞くが、町の方として、もう一度、多々意見が出ているので、議論する機会がないか、ちょっとお考えいただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>確かに産業系の土地利用の熟度が上がっているとも申したが、道路事業が進むことが大前提と考えている。まず道路の線形の変更をさせていただく。熟度が上がっているとはいえ、最終的な決定がされていない。絵としてはこのエリアというのは青く塗らせていただいて、この地域については考えさせていただくことだが、どのような配置になるのかというのは、まだ示せないというのが現状である。道路を変更し事業化していかないとそちらも進まない。今回はまず、道路の変更をさせていただき、今後、本地区は市街化調整区域であるので、新たに市街化編入の都市計画の手続きなど、この都市計画審議会で検討していただくことになる。このエリアがどのような配置にするとか、土地利用を考えるというような配置計画については、マスタープランの土地利用計画図の方針図、青く示させていただいている所になる。中々1か月程度では難しいと考えている。ただ、道路を変更して事業に着手していく。それをぜひさせていただきたい。</p>

委員	<p>工業系のゾーニングが見えない。マスタープランの議論に移り、資料を見ながら、川島地区の工業系のエリアについて、もう少し大きい図面を出していただいて、皆さんに見ていただかないと、皆目見当もつかないのではないか。次回まで時間がないのであれば、個々のゾーニングが判る図面を皆さんに見ていただいて方向性を決めるということでしょうか。急いでいるのも分かりますが、皆さんがどこのエリアが工業系のエリアかが判らない中で、道路をどうしようというのも、次回に行くのが大変であれば、そういう資料を出していただいて、最後にご意見をいただくという方法も一つなのではないか。</p>
会長	<p>それは可能か。工業系の中の詳細ではなくて、産業系の境界線がどういうふうに考えられているのか。その中で道路がどうなっているのかを絵で見なければという話だと思う。</p>
委員	<p>私も経験があるが、平面計画を決めて道路が決まると思う。色々市町村と協議を行ったことがある。それと歩道の植樹帯だが、道路に植樹帯はいらない。かえって歩行者が危ない。県職のとき植樹帯を排除したことがある。</p>
委員	<p>それは障害者のことを考えてないのではないか。</p>
会長	<p>この都市計画道路の変更に関しては、ポイントは、この線形の変更について、委員の皆様からこの線形がおかしいということが明確に問題となるような論点が出れば、そこは再検討を含めて、意見を出さなければいけないと思っている。基本的に設計の条件をクリアしながら、提案されているものであり、それが決定的にダメだということが、論理的に言えないのであれば、私が思うのは、多々出ている植樹や利用の環境、詳細設計の中で対応できるところについて、委員の皆様が言いたい意見があれば、それは審議会として申し上げることはできると思う。その場合、線形を変えるということは、線形そのものに意見が出なければ、事務局の案で線形は認め、そして詳細設計の中で出来ることを意見として申し上げるのが、この審議会のあり方であると思う。議論の進め方は、町があくまでこの審議会に意見を求めているということで、出たものをお返しするだけのことであるので、今この2つ、根本の線形について、事務局の説明を聞いていて事務局がこれで技術的に大丈夫であるということ覆</p>

	<p>す論点は私は出ていないと見ている。しかしながら、色々と詳細を考える上で、利用の面、産業系土地利用の面で、詳細設計で対応できるものがあれば、委員の皆様の合意の下で意見を付けられると考えており、そのような形でまとめられればと思う。産業系土地利用との関わりで、この線形が妥当かというのを議論するのであれば、この資料に不備があったというのは、おっしゃるとおりだと私も感じている。都市計画マスタープランの議論をしつつ、その間、資料を一つ用意していただいて、このマスタープランの後に、もう一度その図面を見たうえで、線形はこれでいいのか、それとあと最後に詳細設計に向けて、やってほしいことをまとめるということでしょうか。</p>
	<p>マスタープランの審議の後に再度審議することとなった。</p>
事務局	<p>事務局より議案(2)第2次嵐山町都市計画マスタープラン(素案)について、①地域懇談会等の町民の意見について(結果報告)、②新型コロナウイルス感染症予防による町民の暮らしに関するアンケート調査について(結果報告)、③第2次嵐山町都市計画マスタープラン(素案)に対する意見への対応について説明する。</p>
会長	<p>議案(2)に関して、意見・質問を確認はあるか。</p>
委員	<p>北部地域は生活交通が不便に感じる。主な地域の課題に挙げてはどうか。 また、フィットネス 21 パークのような規模の公園を中部地域と南部地域に作れないか。</p>
事務局	<p>移動手段については町全体の課題と捉えているので、北部地域の主な課題には記載していない。しかし、北部地域の移動手段については、地域の基本方針に記載している。</p>
委員	<p>北部地域について、深谷嵐山線の安全対策の進捗はどうか。谷津田の維持は今後どうするのか。</p>
事務局	<p>都市計画マスタープランは、基本的な方針なので、具体的なものは示さない。具体的な事業等については今後実施をしていく。</p>
委員	<p>土地利用活性エリアの公共用地について、地域特性とあるが、地域のものではなく、町全体のものではないのか。</p>
事務局	<p>検討する。</p>

委員	<p>P. 10 の嵐山小川 IC の完成日、国道 254 号の 4 車線の日付は間違っていないか。</p> <p>P. 38 の火葬場は比企広域市町村圏組合となっているが、ごみ処理施設・し尿処理施設は広域連携となっており、小川地区衛生組合と記載してはどうか。</p>
事務局	<p>日付については確認する。</p> <p>担当課に確認する。</p>
委員	<p>P. 11 の「新しい生活様式」の実践例、P. 14 及び P. 72 の都市計画基礎調査現況図が見えない。P. 16 及び P. 39 の図のタイトルについて、他図は下段に示してあり、統一されていない。見て分かりやすい資料としてほしい。</p> <p>P. 32 で示している土地利用活性エリアは立地が可能なのか。</p>
事務局	<p>「新しい生活様式」の実践例、都市計画基礎調査現況図については、見やすいように修正する。図のタイトルは統一するように修正する。</p> <p>土地利用活性エリアの立地の可能性については、都市計画マスタープランで方針を示させていただき、立地誘導の基準を検討する方向で考えている。</p>
会長	<p>事務局の説明の中に、土地利用活性エリアは今回の都市計画マスタープランの策定において、重要な項目と説明がありました。</p> <p>ここで、土地利用活性エリアについて審議したい。</p>
会長	<p>都市計画制度とあるが、曖昧な表現のように感じる。</p> <p>事務局と話している中で、具体的には地区計画の手法が考えられると話があった。具体的に記載するのはどうか。</p> <p>土地利用活性エリアへの立地したことを考えるときに、立地することで交通の安全性や広域的なコミュニティ等の周辺環境が損なわれてはならないと思う。立地する際に検討する項目を記載してはどうか。</p>
事務局	<p>都市計画制度の具体的な記載については、地区計画等の手法が考えられますので、追記する。</p> <p>土地利用活性エリアへの立地する際に検討する項目の記載については、検討する。</p>
会長	<p>都市計画マスタープラン(素案)の全体に関して、意見・質問を再度確認する。</p>

委員	P. 68 に関係課局による検証について、委員会等で検証するのか。
事務局	関係課局の庁内会議で検証することを考えている。
会長	きちんとした評価が大切である。都市計画マスタープランの進行管理はどのようにするのか。
事務局	関係課局の庁内会議で進行管理を行う。都市計画審議会の開催の際には、進行状況を報告することも検討する。
委員	町に農地や山林への太陽光発電施設の指導やパネルの処分の方針はあるか。
事務局	太陽光発電施設の指導については、P. 42 の環境に配慮したまちづくりに記載している。町議会でも条例化に向けた検討がされているようである。 パネルの処分についての方針はない。
委員	都市計画マスタープラン(素案)には、様々なことが記載されているが、具体的に実施する優先順位はあるのか。町民からすると安全安心が1番である。
事務局	優先順位をつけることは難しいのが現状である。各年財政面等総合的に鑑み施政方針等により実施していく。
会長	優先順位を決めることは、難しいと思う。 短期事業、長期事業に分けて整理する方法もあるが、すぐできることが短期、難しいことが長期となってしまうことが多い。 分かりやすく示す方法としては、将来をイメージしやすいように漫画などで示すなどがある。 このように整理していくと、緑の豊かさ、移住、安全安心のように、大切なポイントが精査されていく。この精査されたものを基本目標の2行程度の説明に加え手も良いと思う。
事務局	将来のイメージは、P. 27 に示している。 安全安心については将来のイメージに記載がないので、修正する。
会長	議案(2)に関して、他に意見がないか確認する。 これからパブリックコメントの実施にあたり、事務局から説明はあるか。

事務局	<p>今回のご意見を受け、素案を修正する。修正内容については、前回の会議で決定しているとおり、深堀会長及び本田副会長に確認をお願いし、パブリックコメントに出していきたいと考えている。修正した内容等については、パブリックコメント前に各委員様に送付したいと考えている。</p>
会長	<p>事務局から説明があった。前回において決定している事項でもあるので、そのようにして良いか。</p>
	<p>委員より異議なしの声あり。</p>
会長	<p>その他、事務局から何かあるか。</p>
事務局	<p>パブリックコメントについて、本日配布した資料6「第2次嵐山町都市計画マスタープラン(素案)のパブリックコメントの実施について(案)」に基づき説明する。</p> <p>期間は、都市計画決定の縦覧期間である14日を基準に検討した。</p>
会長	<p>パブリックコメントに関して、意見・質問を確認したい。</p>
委員	<p>パブリックコメントの決まりがあった気がするが、同なのか。</p>
事務局	<p>現在、パブリックコメントの決まりはない。きまりをつくる話はあるが、まだできていない。</p>
委員	<p>重要な内容であるので、14日間は短い。1ヶ月にしてはどうか。</p>
委員	<p>事務局の案のとおり、期間は14日間で良いと思う。</p>
委員	<p>3週間にしてはどうか。広報紙は1日に町民の手元に届かないことはあるが、期間内には届く。ホームページに掲載すれば1日から見ることができる。</p>
会長	<p>事務局はどうか。</p>
事務局	<p>委員の皆様からの意見を踏まえ、12月1日から21日まででお願いしたい。</p>
会長	<p>パブリックコメントについて、期間は12月1日から21日までとし、その他案のとおり承認される。</p>
	<p>再度、都市計画道路の変更について審議。</p>

会長	都市計画道路について、重要な議題が残っているので、資料を配布する。先ほど議論していた、道路の線形の変更についてご了承いただけるかということと、詳細設計に向けて何か審議会からご意見申し上げるかという観点で、この平面的な配置の中で、改めてご懸念の状況があるかどうか、ご発言いただければと思う。その前に、事務局よりご説明いただけるか。
事務局	資料の不足については大変申し訳ない。産業団地については、線形変更をもとに検討をしている。道路の上下にある程度の一定の用地を設け、産業団地のエリアを図っていきたいと考えている。熟度という意見があるが、今後、開発のための交通協議等を行っていく予定である。現在、担当課の方で進めているが、予算の問題もあり決定ではない。
会長	それでは先ほどの審議の続きと言う事で発言をお願いします。
委員	基本的に地元の了解を得ているのであれば、ここで議論するのはそれはもう論外でないか。地元が反対しているのにこういう計画でやりますというのなら、ここでどうだこうだと言える、地元の了解を得て説明して早く作ってくれと言っているのであればそっち側を優先すべきではないかと私は思う。
会長	この都市計画道路ですが、この地区の場所を通る路線であるので地域の方の意見を踏まえて考えていくものだと思う。同時に道路であるのでこの地域だけではなく、やはり町全体で隣町も含めて色々な社会的影響を及ぼすのでその観点から問題なければ了承していただくということになると思う。
委員	この絵を見て何となくイメージ沸いたのは、後付けになってしまうかもしれないが、市街化区域の一低層の所が埋蔵文化財の包蔵地で、市街化区域との際を歩いていく形で、産業系と都計道の間はいわゆるバッファゾーンという意味で、一低層の所に産業系の道路が通る計画であれば、いわゆるバッファゾーンとしての役割も兼ね備えられるだろうから、あえてここを産業系の土地利用が起きても一低層の方の住環境をある程度損なわないうらいのバッファの役目も担えるので、ルートの変更をするという考え方もいいのではないかと。包蔵地の関係と土

	<p>地利用的なバッファという考え方も入れて、あとは緊急性と重要性があるので、今回の変更によりルートを変えるという説明があると分かりやすかったと思う。</p>
事務局	<p>都市計画道路の変更は、産業地とある程度切り離していないと、なかなか協議が難しい面もあった。今回は、埋蔵文化財というのがルート変更としての正当性があると県の協議でもいただいている。それを理由として説明させていただいているところである。ルートの変更については色々な要素を含めているが、主旨としては埋蔵文化財は、ルート変更が必要な変更の要素であるので、そのような説明をさせていただいている。</p>
会長	<p>他に何かあるか。</p>
委員	<p>道路はやはり利用者としてずっと使っていくわけだから緩やかにしたほうが良いような気がする。それは無理なのか。このカーブは急カーブ過ぎる。もっとなだらかにしたほうがいいが難しいのか。</p>
事務局	<p>何度も同じ答えで申し訳ないが、工業系の土地利用も考え、道路構造令に合っているということで検討した結果である。</p>
委員	<p>私は役職柄、中の開発についても色々なものを申す立場だが、その立場になると、何故この道路はこんな曲がってしまったのだろう言われたときに、いや町の説明ではこれはもうこのようにしかならないということがあれば自分なりに納得できるのだが。</p>
会長	<p>どうしても駄目だということからいうと、色々な条件が絡むので、どこを一番優先させて考えるかとなるが、全体的にこれが事務局側からこれが最適だと言う提案である。</p>
委員	<p>左側の既存道路である矢先橋のところは大雨が降るとすぐに通行止めになる。この新しい道路どのくらいの高さになるのか。</p>
事務局	<p>矢先橋のところは確かに大雨が降ると通行止めになる。道路の高さについては実施設計でやっていくので、そういう中の排水についても検討していきたい。</p>
委員	<p>道路構造令に合っているのであえて反論はできないが、後世の時代の人にこれを継がせるのかということはどうしてこんなことしたんだろうとどうしても思う。ここに工業系を誘致するということはどうしても交通量がか</p>

	<p>なり増えてくる。路線が整備されていて、かなり254号から来て滑川の月輪駅まで抜ける。今もかなり大型車が走っている。そう考えると、古墳があることは分かるが、後世に残すことを考えると道路の高さを変えて、古墳を埋めて現状保存で何とか計画できないのか。確かに概略設計でやっているのだから分からないだろうが、基本的には盛土構造にしてやって、地盤改良したとしても下に影響が出る深さではない。それであれば現状で道路計画高を上げてあげればいい。ここは土地が低いので造成する必要があると思う。ただでさえ川が溢れると言う話があって、造成に合わせて道路を上げる。嵐山町の人だけが使うわけではない。254号から滑川高校の通りとか、一般の人のこと考えないと、嵐山町は新しい道路でこんな道路作るのかと。皆が使うと言う視点から、古墳は埋めて保存と言う観点から出来ないか。最終的にこの線形では片勾配がつき、警察協議は今後行うとあるがクリアするのがかなり難しく厳しい気がする。</p>
事務局	<p>線形についての警察協議は済んでいる。片勾配についても160のRに対して片勾配は必要になるが、拡幅については行わないような勾配にはなっている。</p>
委員	<p>片勾配がついていると道路構造令では1車線あたり25cm、2車線だと50cm出てくるはずだが。</p>
事務局	<p>160未満のRであればそれが必要になるが、今現状は一番最小が160になる。</p>
委員	<p>160未満、片勾配は4%だったか？</p>
事務局	<p>そのとおり。今はそれ以上のRになっているので構造令的には問題ない。まだ詳細設計はやっていないが問題ないと判断している。</p>
委員	<p>盛土は考えられないのか。</p>
事務局	<p>縦断的に県道と町道を結ぶ所になる。確かにこの辺りの矢先橋付近は冠水をする所があるが、鬼鎮神社の方からずっと下ってくるこの部分は、高さをいじると宅地の方に影響が出てくる。詳細設計をやってみないと分からないが、町道の交差点についてはあまり高さがとれないという予想をしている。</p>
会長	<p>今までの議論の中で、線形については許容できない問題があるとは言えないと思うが、委員の皆様よろしいか。線形についてこれはどうしても問題であるというこ</p>

	<p>とはない。変更に関して線形上問題は多々懸念はあるが色々委員の皆様からのご視点から再三にわたりご指摘いただいた。事務局側も意見を踏まえて詳細設計を行い、委員の皆様のポイントが解消されるようにやっていただくとと思う。詳細設計に向けて色々な意見があったがどのように審議会として意見を出すか、多数意見がでていたので、必要なことは詳細設計の段階で配慮してくださいというのを残すことができると思う。改めてどのポイントを残すのか、これはというのがあればお願いしたい。</p>
委員	<p>一つは水の問題である。そこを十分考えた高さにしていただきたい。</p>
会長	<p>水の問題に関しては、前提条件になるでしょうか。高さの確保か。洪水と言うのは状況次第で浸水被害の程度は変わると思うが、基本的にそういった対応は考えるということではよろしいか。これは前提条件と言うよりも必ず考えて設計しなければならないことだと思う。</p>
委員	<p>町道の160の所と県道ときがわ熊谷線、ここを直線で結んだらカーブが1つ減って160がもう少しゆるくなるのが、そういう検討はできないか。ここを直線で結べばかなり楽になると思うが。</p>
事務局	<p>今回の都市計画の変更については、古墳の文化財の方で話をさせていただいている。産業団地の計画と併せて考えて今の形のような形で変更をさせていただきたい。</p>
委員	<p>直線にすれば入ってくる企業系の使い勝手が良くなるのではないかと。面積的には、上側が狭くなり下側が広がる。それは入ってくる企業が選択することであって、企業も色々な視点から配置を考えてくると思う。そう考えるとその方が使い勝手、後世に残すためにはいいのではないかと、そういう検討はできないのかなと思う。</p>
事務局	<p>県道ときがわ熊谷線の交差点等を含めて、土地利用を含めて総合的に判断してこのような線形で行くと言うふうに進めさせていただいている。この形で進めさせていただければと思う。</p>
委員	<p>長時間にわたっているので、先ほど会長が提案した条件を付して、条件や内容については会長に一任して、事務局と打合せをして皆様のご意見を踏まえ条件で審議会としての答申をしたらどうか。</p>

会長	ご提案があった。条件を付す形で基本的な線形は了承したいと条件のポイントについては一応今日出てきた
	<p>色々な意見の中から条件を付す形にしたいと思う。その条件はどこまで入れ込むか確認をしたい。水の問題と自転車の問題、障害者等への対応、緑化の問題とあったがそれについて言う必要があるかどうか。水害については中々意見は付けがたい。緑化と自転車と交通安全と言う話があったと思う。自転車が通行する可能性というのも通行するときの交通安全のことだと思う。それとバリアフリーと緑化に関しては歩道の環境条件を整えると言うことだが、交通安全と歩行環境に配慮して検討をお願いするというような、今話を含みつつ詳細設計で検討いただく。歩行環境に関しては先ほど全体を見たときに特定の所だけ、特殊の配慮すると言うのは町の判断としては良くないと思うので、町が考えている歩行環境あるいは障害者等への対応というのをこの場所に適切に含めていただくことは可能かと思うので、交通安全、歩行環境に配慮した道路していただくことで検討していただくということを返答したいと思うが、それでいかがか。よろしいか。</p> <p>案のとおりご賛同いただければ挙手をお願いしたい。</p>
委員	確認だが、賛同の挙手は線形についてなのか意見についてなのか。
会長	<p>それでは、明確にするために二つに分けて挙手をお願いする。まず線形についてご了解いただける方の挙手をお願いする。(線形については挙手多数。)</p> <p>意見について賛成の方の挙手をお願いする。(意見については挙手全員)</p> <p>両方とも賛成挙手多数と言う事で決定する。</p> <p>それではこれにて審議を終了する。</p>
7. その他	次回の会議日程を確認
8. 閉会	本田副会長
<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>令和2年12月4日 署名委員 <u>大高 智之</u></p> <p>令和2年12月4日 署名委員 <u>小澤 秀</u></p> <p>※ 原本については、署名をいただいております。</p>	